

厚生労働科学研究費補助金制度の概要

平成15年2月19日

厚生労働省

厚生労働科学研究費の目的・役割等

目的・役割

●国民の保健医療、福祉等に関する行政施策の科学的な推進、技術水準の向上が目的（特定の政策目的を実現するための政策指向型の研究制度）

交付対象者・責任分担

- 国内の試験研究機関等（国公立大学、国公立・民間研究機関等）に属する研究者を対象
- 個人研究にあつては個人が、グループ研究にあつては主任研究者が研究組織を代表し、研究計画の遂行に関する責任を負う。
- 一部の研究に若手研究者（36歳以下）を対象とした枠を設定
 - ・創薬等ヒューマンサイエンス総合研究
 - ・萌芽的先端医療技術推進研究

運用上の特色

1. 研究事業の戦略的重点化

- 厚生科学審議会等の有識者の意見を聞き、毎年研究事業及び研究費の配分を見直し
 - ・平成14年度：4分野25研究事業
 - ・平成15年度：4分野28研究事業

2. 間接経費

- 3,000万円以上の新規研究課題を対象に20%の間接経費を導入
 - ・平成14年度（実績）：13億円
 - ・平成15年度（予算案）：15.6億円

3. 推進事業の実施

- 採択した研究を支援するため、公益法人等において次の事業を実施。
 - ・若手研究者の研究機関への派遣
 - ・外国への研究者の派遣
 - ・外国人研究者の招へい等

4. 大学院博士課程学生への支援

- 研究者を対象とした制度であり、大学院生への支援措置はないが、実験補助等に対する賃金を支払うことが可能

厚生労働科学研究費の特徴

幅広い政策課題の対応

平成14年度予算 : 407億円
平成15年度予算案: 417億円
(平成14年度実績)
4分野25研究事業のもとで、約1,400課題の研究が実施。
(1件あたり平均約2,100万円、
100万円～30,000万円)

研究の内容に応じた資金配分

社会保障の研究等、社会科学的なものから、疾患遺伝子の解明、がん克服研究等の先駆的なものを包含。
(統計情報高度利用総合研究1件あたり約400万円
ヒトゲノム・再生医療等研究1件あたり約4,000万円)

研究の性格に応じた研究体制

- 難病等全国規模で症例を集積する必要がある研究では、多数の分担研究者を利用した研究体制を構築
(特定疾患対策研究1課題あたりの分担研究者13人)
疾患遺伝子の解明など研究にあっては集中効率的に実施
(ゲノム1課題あたりの分担研究者3人)
- 国立試験機関、国立病院、大学など多様な専門家からなる研究体制の構築

厚生労働科学研究の評価・公表

評価の概要

- 公正な執行と、研究の透明性の確保及び活性化を図ることを目的
- 研究課題ごとに、事前評価委員会、中間・事後評価委員会を設置(委員:10~15名程度)
- 書面審査を基本とし、各評価委員会の判断により、ヒアリングを実施。

評価の質的向上

- より効果的な評価システムの在り方を検討するため、米国NIHの調査を実施。

評価方法の公開等

- 評価方法(評定事項、評定方法等)を事前に公開
- 被評価者に評価結果を通知(平成10年以降)

評価の過程

1. 事前評価(採択の可否を審査)

●評価の視点

- ・専門的観点(重要性、新規性、研究者の業績など)
- ・行政的観点(行政的重要性、緊急性など)
- ・他の研究費での採択状況

※新規申請:2,368件

採 択: 567件(平成14年度実績)

2. 中間評価(研究継続の可否等を審査)

●中間評価を踏まえ研究の中止等を実施

※継続申請:838件

採 択:834件(平成14年度実績)

3. 事後評価(研究終了後の研究成果を審査)

- 事後評価の結果については、新たな研究の事前評価に当たり考慮

研究成果の公表

- ホームページ上で次の事項を公開
研究課題名、主任研究者及び分担研究者名、
研究概要、研究報告本文

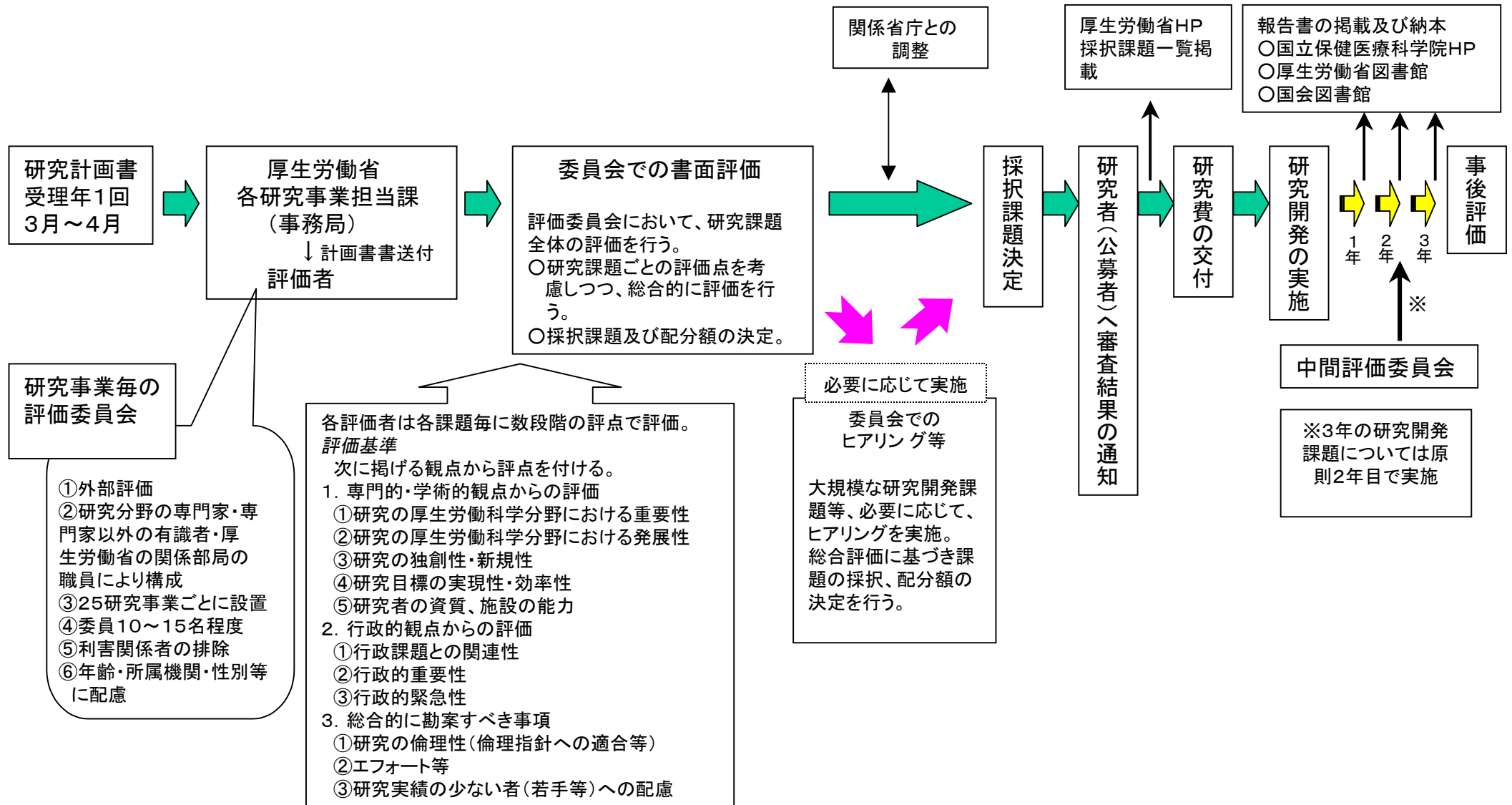
公募テーマの決定手順、決定者について

- 公募テーマについては、各研究事業の評価委員会において課題の検討を行い、その意見を基に、各研究事業を所管する部局の科学技術調整官が厚生科学課（プログラムオフィサーを含む）と調整の上、課題の選定を行い、厚生科学審議会科学技術部会において審議、決定する。
- 公募テーマは、行政施策の科学的な推進、技術水準の向上のために必要性の高いものについて検討する。

評価者の選定手順、決定者について

- 評価者は、各研究事業を所管する部局の科学技術調整官が厚生科学課（プログラムオフィサーを含む）と調整の上、所管部局において選定する。
- 評価者は、当該研究分野及びそれに関連する分野の専門家から選任し、必要に応じて海外の研究者に評価意見を求めることができる。
ただし、研究開発の性格や目的に応じ、産業界や人文・社会科学の人材を選任するなど、当該研究分野の専門家以外の有識者等からも選任できる。
- 必要に応じ、評価実施主体、当該研究事業の所管課又は関係課に所属する者、被評価主体に所属する者も選任できる。
- 原則として、利害関係者が評価者に加わらないようにする。
- 評価の客観性を保つため、年齢、所属機関、性別等に配慮して選任するよう努める。
- 任期等については、所管部局において定める。（2～5年）

厚生労働科学研究費の評価システム



中間評価の評価基準

次に掲げる観点から評点を付ける。

1. 専門的・学術的観点からの評価

- ①研究計画の達成度
- ②今後の研究計画の妥当性・効率性
- ③研究継続能力

2. 行政的観点からの評価

期待される厚生労働行政に対する貢献度
など

3. 総合的に勘案すべき事項

- ①研究の倫理性（倫理指針への適合等）
- ②今後の展望等

事後評価の評価基準

次に掲げる観点から評点を付ける。

1. 専門的・学術的観点からの評価

- ①研究目的の達成度（成果）
- ②研究成果の学術的・国際的・社会的意義
- ③研究成果の発展性
- ④研究内容の効率性

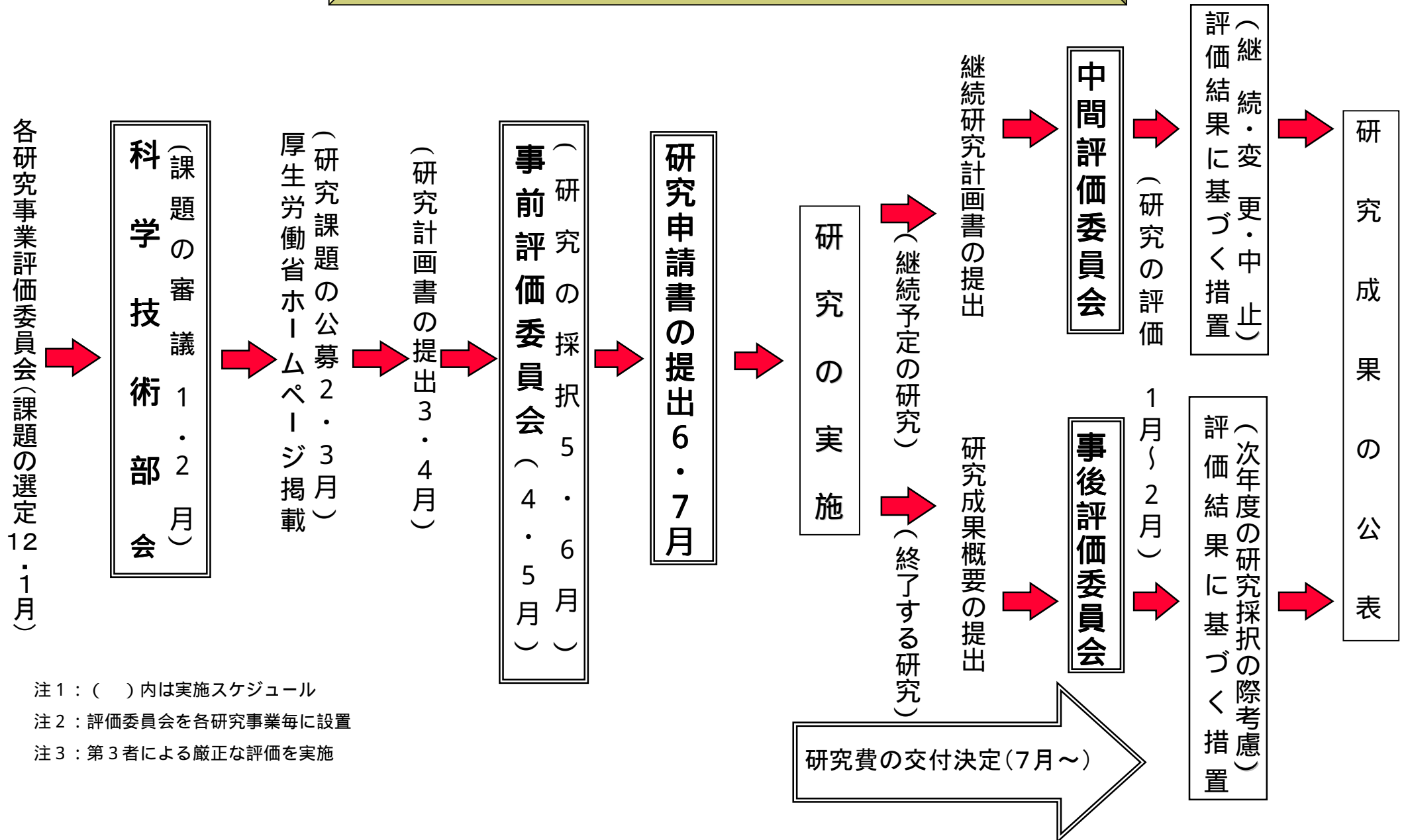
2. 行政的観点からの評価

期待される厚生労働行政に対する貢献度
など

3. 総合的に勘案すべき事項

- ①学術雑誌への発表、特許の出願状況等について
- ②今後の展望

厚生労働科学研究費の年間スケジュール



グループ研究について

- グループ研究であることの必然性については、事前評価委員会において、研究の性格(疫学研究など)を踏まえ、研究の実施体制、研究分担者への配分予定額などの資料から、評価事項「研究目標の実現性・効率性」、「研究者の資質、施設的能力」に沿って評価することとしている。
- グループ研究については、主任研究者が研究計画の組織を代表し、研究計画の遂行(研究成果のとりまとめ、補助金の適正な執行を含む。)に関する責任を負う。
分担研究者は、分担した研究項目の遂行に必要な経費の配分を受けた場合、その適正な執行に責任を負わねばならない。

制度改革の方向性、実施にあたっての意見について

- 制度については、その効率的な運用のための見直しが必要であると認識しており、総合科学技術会議における議論を踏まえ、必要な改革を進めてまいりたい。
- プログラムオフィサーの配置と位置付け・役割について、厚生労働科学研究費補助金が「国民の保健医療、福祉等に関する行政施策の科学的な推進、技術水準の向上などを目的とした政策指向型の研究制度」であることを踏まえ、各所管部局の関与の必要性について考慮が必要。
- 厚生労働省においては、各事業所管部局の科学技術調整官（技術系行政官）を活用し、研究分野ごとにプログラムオフィサーがマネージメントする方向での運用を検討している。（厚生労働科学研究費補助金は4分野25研究事業で構成※）
- プログラムオフィサーを25研究事業について、本省に専任で配置することは、定員などの制約もあり極めて困難。

※：平成14年度の研究事業

In English

厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare

トップページ

新着情報

情報検索

利用案内

[白書・法令](#)

研究事業

厚生労働科学研究費補助金(旧:厚生科学研究費補助金)

- ・平成15年度 厚生労働科学研究費補助金公募要項 **New** 02/13
- ・平成14年度 厚生労働科学研究費補助金各研究事業の概要
- ・平成13年度 厚生科学研究費補助金各研究事業の概要
- ・平成12年度 厚生科学研究費補助金各研究事業の概要
- ・平成11年度 厚生科学研究費補助金各研究事業の概要
- ・平成10年度 厚生科学研究費補助金各研究事業の概要
- ・平成9年度 厚生科学研究費補助金各研究事業の概要
- ・厚生労働科学研究成果データベースについて

[心身障害研究データベースについて](#)[昭和50年～平成9年度][その他のデータベースについて](#)[「厚生労働省の科学研究開発評価に関する指針」について](#)[他省庁における競争的資金制度の一覧について](#)[白書・法令](#) [厚生労働省ホームページ](#)